

平成21年10月30日 金曜日

福島県報号外第62号別冊

福島県人事行政の運営等の状況の公表

平成21年10月

	頁
人事行政の運営の状況	
1 職員の任免及び職員数に関する状況	
(1) 職員数の状況と主な増減理由	1
(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等	2
(3) 職員の採用及び退職の状況	2
2 職員の給与の状況	
(1) 総括	3
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	5
(4) 職員の手当の状況	6
(5) 特別職の報酬等の状況	11
(6) 公営企業職員の状況	
ア 工業用水道事業（企業局）	12
イ 地域開発事業（企業局）	14
ウ 病院事業（病院局）	16
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
(1) 職員の勤務時間の状況	20
(2) 職員の年次有給休暇の使用状況	20
(3) 病欠休暇及び特別休暇の状況	20
(4) 育児休業等の利用状況	21
(5) 介護休暇の取得状況	21
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	
(1) 分限処分の状況	22
(2) 懲戒処分の状況	23
5 職員のサービスの状況	24
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
(1) 研修の実施状況	25
(2) 勤務成績の評定の状況	26
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	
(1) 職員の福利厚生の実施状況	27
(2) 公務災害等の状況	29
(3) 職員の利益の保護の状況	30
8 その他知事が必要と認める事項	
(1) 公益通報の状況	30
(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況	30

人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

機 関 名	職 員 数			対 前 年 度 増 減 数	理 由
	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
知事部局	5,644 (35)	5,550 (93)	5,423 (123)	127 (30)	業務効率化等による減
企業局	51 (2)	47 (4)	42 (4)	5 (0)	業務効率化等による減
病院局	830 (3)	804 (7)	778 (18)	26 (11)	退職者の増加による減
議会事務局	37 (0)	36 (0)	36 (0)	0 (0)	
教育委員会	17,930 (21)	17,689 (31)	17,655 (16)	34 (15)	児童・生徒数の減少に伴う減
警察本部	3,660 (0)	3,680 (12)	3,662 (14)	18 (2)	退職者の増加による減
選挙管理委員会事務局	5 (0)	5 (0)	5 (0)	0 (0)	
監査委員事務局	25 (0)	25 (0)	25 (0)	0 (0)	
人事委員会事務局	13 (0)	13 (0)	13 (0)	0 (0)	
労働委員会事務局	12 (0)	12 (0)	11 (0)	1 (0)	業務効率化による減
海区漁業調整委員会事務局	6 (0)	6 (0)	6 (0)	0 (0)	
合 計	28,213 (61)	27,867 (147)	27,656 (175)	211 (28)	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、()内は再任用短時間勤務職員 で外書です。

再任用短時間勤務職員

地方公務員法(以下「法」という。)第28条の5の規定に基づき、定年退職者で、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの。)に採用された職員。

(2) 職員数適正管理の数値目標及び進捗状況等

ア 知事部局では、平成18年度から平成22年度を期間とする行財政改革大綱に基づき、アウトソーシングの推進、ITの活用等による事務事業の見直しなどにより、5年間で350人の職員数を削減することとしていましたが、平成20年度に改訂した財政構造改革プログラムを踏まえ、1年前倒しでの目標達成を目指すこととしています。

(ア) 削減目標

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成23年4月1日	削減目標
条例定数改正	5,862	5,512	350 ()

ただし、当初の目標（平成23年4月1日までの5年間で達成）から1年前倒しでの目標達成（平成22年4月1日までの4年間で達成）を目指すこととしています。

(イ) 削減実績

(単位：人)

	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	削減実績合計
知事部局職員数	5,706	5,644	5,550	5,423	
削減実績		62	94	127	283

イ 知事部局以外の機関においても、それぞれアウトソーシングの推進、業務の効率化等により、定員の一層の適正管理に努めています。

(3) 職員の採用及び退職の状況

平成20年度に採用及び退職した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区分 職種	平成18年度		平成19年度		平成20年度				
	採用	退職	採用	退職	採用	退職			計
						定年	勸奨	その他	
一般行政職	148 (23)	229 (16)	126 (24)	303 (3)	155 (76)	155	71	79 (9)	305 (9)
医療職	51 (2)	181 (1)	48 (6)	166 (2)	71 (11)	28	12	57 (2)	97 (2)
技能労務職	2 (12)	26 (4)	0 (12)	17	1 (22)	18	1	0 (6)	19 (6)
教育職	278 (72)	376 (46)	257 (56)	430 (66)	236 (84)	247	81	62 (21)	390 (21)
公安職	158	158	194	188	195 (11)	87	36	49 (11)	172 (11)
合計	637 (109)	970 (67)	625 (98)	1,104 (71)	658 (204)	535	201	247 (49)	983 (49)

(注) 1 「一般行政職」欄には、他に区分されない職種を含みます。

2 ()内は再任用職員であり、外書です。

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	千円	%
平成20年度	2,063,769	833,847,540	2,532,495	267,294,764	32.1
平成19年度	2,075,555	820,743,727	2,326,147	278,937,553	34.0
平成18年度	2,089,439	830,848,126	3,829,935	276,036,189	33.2

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成20年度	30,443	127,674,745	23,779,322	50,085,165	201,539,232	6,620
平成19年度	30,425	132,325,940	24,179,834	53,516,112	210,021,886	6,903
平成18年度	30,681	133,341,074	24,169,257	53,418,290	210,928,621	6,875

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、特別職を除いた普通会計職員数であり年度中の増減を平均したものです。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年度4月1日現在）

	一般行政職		技能労務職		高等学校教育職		小・中学校教育職		公安職	
	H20.4.1	H21.4.1	20.4.1	H21.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H20.4.1	H21.4.1
平均年齢	歳 月 43.4	歳 月 43.8	歳 月 50.3	歳 月 50.8	歳 月 43.8	歳 月 43.1	歳 月 43.9	歳 月 44.5	歳 月 41.2	歳 月 40.7
平均給料 月額	円 346,200	円 347,200	円 361,800	円 363,600	円 382,500	円 385,100	円 387,500	円 390,200	円 341,600	円 337,100
平均給与 月額	円 417,421	円 420,122	円 409,143	円 408,000	円 435,813	円 435,428	円 437,018	円 438,716	円 463,165	円 454,412

(注) 1 「平均給料月額」とは、各年度4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

イ 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後の給料
一 般 行 政 職	大 学 卒	181,800円	193,400円
	高 校 卒	146,900円	157,000円
技 能 労 務 職	高 校 卒	155,250円	166,750円
	中 学 卒	139,800円	148,450円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	203,100円	215,900円
	高 校 卒	157,500円	171,100円
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	203,100円	215,800円
	高 校 卒	157,500円	171,100円
公 安 職	大 学 卒	208,000円	224,400円
	高 校 卒	167,500円	188,400円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	265,600円	323,600円	364,800円
	高 校 卒	210,200円	262,600円	322,700円
技 能 労 務 職	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	300,600円
	中 学 卒	在職者なし	在職者なし	253,300円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	308,700円	361,600円	398,000円
	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	309,400円	362,300円	393,800円
	高 校 卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
公 安 職	大 学 卒	289,500円	340,100円	384,400円
	高 校 卒	251,300円	294,300円	348,600円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数			構成比
		H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H21.4.1
1級	係員	人 364	人 325	人 304	% 4.9
2級	係員	人 547	人 486	人 445	% 7.2
3級	主査	人 1,267	人 1,248	人 1,184	% 19.1
4級	本庁副課長、出先課長	人 1,964	人 1,955	人 1,925	% 31.1
5級	本庁副課長、出先次長	人 870	人 888	人 936	% 15.1
6級	本庁課長、出先所長	人 1,231	人 1,205	人 1,159	% 18.7
7級	本庁課長、出先所長	人 184	人 166	人 162	% 2.6
8級	本庁次長	人 50	人 53	人 51	% 0.8
9級	本庁部長、地方振興局長	人 30	人 30	人 30	% 0.5
10級	本庁部長	人 2	人 2	人 2	% 0.0
計		人 6,509	人 6,358	人 6,198	% 100.0

- (注) 1 「職員の給与に関する条例」に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

イ 一般行政職の標準を超える昇給の状況

勤務成績が特に優秀である場合等に、上位の号給に昇給させることができるものです。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
職員数 A	人 6,599	人 6,509	人 6,358
実施職員数 B	人 733	人 697	人 629
比率 B / A	% 11.1	% 10.7	% 9.9

(注) 職員数は各年度4月1日現在の一般行政職員数です。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

年間4.43月分が2回に分けて支給されます。

福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,776千円	-
(平成20年度支給割合) 期末手当 2.93月分 (1.58)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 3.00月分 (1.60)月分 勤勉手当 1.50月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成21年4月1日現在)

福 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成20年度) 自己都合 6,179千円 勸奨・定年 28,077千円	-
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です(特別職を除く)。

ウ 地域手当(平成21年4月1日現在)

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給実績(平成20年度普通会計決算見込み)		48,418千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)		628,805円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	17%	26人	17%
大阪市	14%	6人	14%
名古屋市	12%	3人	12%
札幌市	3%	6人	3%
仙台市	6%	3人	6%
医師	14%	32人	14%

エ 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

支給実績（平成20年度普通会計決算見込み）		1,209,532 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		110,935 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		40.0%	
手当の種類（手当数）		29	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	建設事務所等に勤務する職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～610円
水中作業手当	水産試験場等に勤務する職員	潜水作業、冬期間における魚類の採卵作業等に従事した場合	日額270円～1,500円
爆発物取扱等作業手当	警察職員又は地方振興局に勤務する職員	爆発物の処理作業、火薬類、高圧ガス等製造施設において行う災害調査等の作業等に従事した場合	日額250円～4,600円
航空業務手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う災害調査、捜索救難等の作業に従事した場合	1件当たり1,900円～5,100円
家畜等取扱手当	畜産研究所、家畜保健衛生所、保健福祉事務所等に勤務する職員	種雄牛馬豚の精液の採取、家畜保健衛生に関する病性鑑定、とさつ検査等の作業に従事した場合	月額4,000円 日額240円～1,740円
死体処理手当	警察本部（検視等）の職員	死体の処理、検視等の作業に従事した場合	日額1,100円～2,200円 （死体収容、搬送等） 1体3,200円（検視、解剖補助）
感染症防疫等作業手当	感染症病棟又は家畜保健衛生所等の機関に勤務する職員	感染症汚染区域における診療、家畜伝染病汚染区域等における防疫作業等の作業に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	有害物又は薬物を使用して行う試験、研究等のうち著しく健康を害するおそれがある作業に従事した場合	日額290円
放射線取扱手当	診療放射線技師又は試験研究機関に勤務する職員等	エックス線照射装置等による放射線を照射する作業に従事した場合	日額240円
災害応急作業等手当	右記業務に従事した職員	重大な自然災害、事故災害の発生現場等における災害警備、遭難救助等の作業に従事した場合	日額480円～840円
用地交渉等手当	建設事務所等に勤務する職員	現地において公共用地取得交渉、損失補償交渉の業務に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算
教員特殊業務手当	県立学校又は市町村立学校の教諭等	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、宿泊を伴う引率指導業務等に従事した場合	日額1,200円～3,200円
教育業務連絡指導手	県立学校又は市町村立学	教務、生徒指導等の業務	日額200円

当	校の教諭	に当たる主任等で困難な業務に従事した場合	
県税賦課徴収手当	地方振興局（県税部）等に勤務する職員	県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者等に直接接し、又はこれらに係る機関を訪問して行う業務に従事した場合	日額1,050円 月額20,000円(専ら従事)
技術者養成指導手当	高等技術専門学校等の職員又は右記の訓練指導に従事した職員	教育職給料表の適用を受けない職員が、職業教育等の専門的知識を必要とする授業を担当し、又は消防に関する訓練指導等に従事した場合	日額460円（訓練指導） 給料月額×6/100等（授業担当）
乗船業務手当	右記業務に従事した職員	漁業指導船に乗り組み、漁業に関する指導、航海実習指導等の業務に従事した場合	日額490円
保健福祉等特殊業務手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法等の保健衛生関係法の規定により、要保護者等に接して行う一定の業務に従事した場合	日額340円～610円 月額12,800円（生活保護関連対象職に専ら従事）
夜間等特殊業務手当	警察署、児童相談所等に勤務する職員	深夜に行われる犯罪捜査、交通取締り、要保護児童の介助等の業務に従事した場合	1件当たり620円～7,200円
環境衛生検査等作業手当	右記業務に従事した職員	公害防止に関する法令の規定に基づき現地で行う健康被害のおそれがある検査の作業等に従事した場合	日額350円
犯則取締等手当	地方振興局（県税部）に勤務する職員等	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、漁業法等の規定に基づく検査、検挙等の業務に従事した場合	日額500円～550円
犯罪捜査等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	防弾装備を装着して行う銃器犯罪捜査、その他の犯罪捜査、被疑者の逮捕の業務に従事した場合	日額310円～1,640円
交通取締等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	道路上において行う道路交通法等違反者の取締り等の業務に従事した場合	日額280円～460円
鑑識作業手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	犯罪鑑識の作業並びに理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業に従事した場合	日額310円～560円
護衛等手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	天皇、皇族等の身辺警護、核燃料物質等の輸送警備の業務に従事した場合	日額640円～1,150円
警ら手当	警察本部又は警察署に勤務する職員	警ら、治安警備又は雑踏警備に係る警備実施の業務に従事した場合	日額340円～560円
病院等特殊業務手当	総合療育センターに勤務する職員	入院病棟における困難な医療業務等に従事した場合	日額410円 月額20,000円～50,000円（専ら従事）

野犬捕獲作業手当	保健福祉事務所に勤務する職員	野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業等に従事した場合	日額350円～1,100円 月額7,500円
兼任授業担当手当	高等学校に勤務する教諭等	本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業等に従事した場合	授業1単位時間1,200円
多学年学級担当業務手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教育職員で規則で定めるもの	2又は3の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	日額290円等

オ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績(平成20年度普通会計決算見込み)	4,187,779千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	543千円
支給実績(平成19年度普通会計決算)	3,965,827千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	525千円

カ その他の手当(平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成20年度普通会計決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(同左)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給額) 配偶者13,000円等	同じ	-	3,506,875千円	233,963円
住居手当	借家等に居住している職員(月額9,500円を超える家賃を支払っている者に限る)、自宅等に居住している職員等に支給(支給額) 借家等:上限27,000円 自宅等:上限3,500円	一部異なる	自宅等の場合、新築又は購入した日から5年経過後も2,500円支給	2,298,986千円	146,339円
初任給調整手当	医療職給料表(一)の適用を受ける職員で採用困難と認められる職等に一定期間支給(支給額) 勤務地及び支給年次に応じた額	一部異なる	人材確保等のため当分の間50,000円を加算した額を支給	80,280千円	1,745,217円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、又は自動車等交通用具を使用することを常例とする職員等に支給(支給額) 交通機関利用:6箇月定期券等の価額による一定額 交通用具使用:通勤距離に応じた額(上限53,500円)	一部異なる	運賃等相当額が58,000円超の場合、超える額の1/2を加算	3,178,577千円	140,875円

単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 (支給額) 基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円～45,000円	一部異なる	加算額の交通距離区分について300kmまでを交通距離50kmごとに区分	443,704千円	321,757円
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額(定額)	一部異なる	一般行政職の場合、4級5種45,400円～10級1種139,300円を支給	1,911,974千円	646,592円
特地勤務手当等	山間地その他生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務している職員に支給 (支給額) 給料及び扶養手当の月額合計額に支給地域ごとに定める割合を乗じた額	同じ	-	517,750千円	429,311円
定時制通信教育手当	県立高等学校において定時制の課程又は通信教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額8,000円～24,000円			56,205千円	484,525円
産業教育手当	県立高等学校において産業教育に従事する教育職員に支給 (支給額) 月額11,000円～23,000円			252,280千円	437,986円
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校、高等学校又は市町村立学校に勤務する教育職員に支給 (支給額) 15,900円以内で職務の級及び号給に応じた額			2,858,629千円	179,393円
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業に関する普及指導員の職務に従事する職員に支給 (支給額) 給料月額の8/100の額			78,523千円	332,724円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき一般職員の場合5,300円、医師が入院患者の病状等の急変等に対処する場合20,000円等	同じ	-	75,190千円	172,059円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により過休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給率に応じ定める額)	同じ	-	44,202千円	365,305円

夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、 勤務1時間当たりの給与 額の25/100の額	同じ	-	378,252千円	148,859円
休日給	祝祭日及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対し、 勤務1時間当たりの給与 額の135/100の割合を乗じた額	同じ	-	915,078千円	352,631円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	593,239千円	39,420円

(5) 特別職の報酬等の状況

(平成21年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給料	知 副 知 事 事 事	1,056,000円 875,500円
議員報酬	議 副 議 長 長 員 員	959,500円 855,000円 788,500円
期末手当	知 副 知 事 事 事	(平成20年度支給割合) 3.3月分
	議 副 議 長 長 員 員	(平成20年度支給割合) 3.3月分
退職手当	知 副 知 事 事 事	(算定方式) (支給時期) 給料月額×在職月数×支給率(65/100) 任期ごと " (55/100) "

(注) 知事・副知事の給料については、「知事等の給与の特例に関する条例」に基づき、それぞれ20%、15%、議長・副議長・議員の議員報酬については、「福島県議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」に基づき5%減額された後の額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業（企業局）

(ア) 職員給与費の状況（平成20年度は決算見込み。平成19～18年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
20年度	2,462,455	193,462	346,856	14.1
19年度	2,615,202	72,371	388,472	14.9
18年度	2,611,677	118,113	425,320	16.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	38	171,605	27,005	72,274	270,884	7,129
19年度	41	195,075	29,802	83,504	308,381	7,521
18年度	45	219,224	40,288	90,716	350,228	7,783

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
20年度	52.3	378,478	575,125
19年度	50.9	413,823	626,790
18年度	48.2	401,048	606,734

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,902 千円	1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,776 千円
（平成20年度支給割合） 期末手当 2.93 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.58）月分 （0.75）月分	（平成20年度支給割合） 期末手当 2.93 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.58）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成21年4月1日現在）

工業用水道事業			普通会計		
1人当たり平均支給額（平成20年度）			1人当たり平均支給額（平成20年度）		
自己都合	-	千円	自己都合	6,179	千円
勸奨・定年	25,914	千円	勸奨・定年	28,077	千円
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

c 地域手当（平成21年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員に対して支給されます。

支給総額（平成20年度決算見込）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

d 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算見込み）	82 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	4,556 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	47.4 %		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
危険現場作業手当	出先機関職員	高所、トンネル内、道路上等の危険な現場において行う作業に従事した場合	日額240円～450円
災害応急作業等手当	出先機関職員	重大な災害が発生した箇所において行う巡回監視、応急作業等に従事した場合	日額480円～730円
用地交渉等手当	出先機関職員	現地において事業に必要な土地の取得等に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算見込み）	6,141 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	198 千円
支給実績（平成19年度決算）	5,423 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	169 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度 決算見込み)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			6,658千円	246,593円
住居手当	知事部局に同じ			2,861千円	89,418円
通勤手当	知事部局に同じ			3,103千円	96,964円
管理職手当	知事部局に同じ			7,464千円	829,342円
単身赴任手当	知事部局に同じ			696千円	348,000円

(注) 支給実績のある手当のみ記載しています。

イ 地域開発事業（企業局）

(7) 職員給与費の状況（平成20年度は決算見込み。平成19～18年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
20年度	4,163,777	1,457,342	71,026	1.7
19年度	1,786,236	1,041,698	85,202	4.8
18年度	4,142,913	2,498,435	87,763	2.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	10	36,263	8,086	14,471	58,820	5,882
19年度	11	43,899	9,012	18,297	71,208	6,473
18年度	11	45,338	9,731	18,967	74,036	6,731

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(1) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
20年度	39.1	314,667	490,167
19年度	40.6	344,608	539,453
18年度	41.2	362,243	561,576

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,447 千円	1人当たり平均支給額（平成20年度） 1,776 千円
（平成20年度支給割合） 期末手当 2.93 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.58）月分 （0.75）月分	（平成20年度支給割合） 期末手当 2.93 月分 勤勉手当 1.50 月分 （1.58）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成21年4月1日現在）

地域開発事業	普通会計
1人当たり平均支給額（平成20年度） 自己都合 - 千円 勤奨・定年 - 千円	1人当たり平均支給額（平成20年度） 自己都合 6,179 千円 勤奨・定年 28,077 千円
（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	（支給率） 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5 月分 30.55 月分 勤続25年 33.5 月分 41.34 月分 勤続35年 47.5 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

（注）平成20年度における退職者はいません。

c 地域手当（平成21年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員に対して支給されます。

支給総額（平成20年度決算見込み）	支給対象者なし
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	支給対象者なし

d 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算見込み）	6千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	2,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成20年度)	30%		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
用地交渉等手当	本局職員	現地において事業に必要な土地取得に係る交渉等に従事した場合	日額650円 正規の勤務時間外50/100加算

e 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算見込み）	2,975 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	186 千円
支給実績（平成19年度決算）	3,996 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	235 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （平成20年度 決算見込）	支給職員1人 当たり平均 支給年額 （同左）
扶養手当	知事部局に同じ			1,497千円	249,417円
住居手当	知事部局に同じ			1,304千円	186,343円
通勤手当	知事部局に同じ			1,047千円	130,862円
管理職手当	知事部局に同じ			1,257千円	628,362円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

ウ 病院事業（病院局）

(ア) 職員給与と費の状況（平成20年度は決算見込み。平成19～18年度は決算額）

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与と費 B	総費用に占める 職員給与と費比率 B / A
	千円	千円	千円	%
20年度	13,929,798	2,261,890	8,293,993	59.6
19年度	14,568,561	1,954,632	8,239,078	56.6
18年度	17,760,533	2,276,873	9,611,934	54.1

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与と費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
20年度	824	3,370,950	1,270,209	1,353,855	5,995,014	7,276
19年度	830	3,474,827	1,155,663	1,443,108	6,073,598	7,318
18年度	1,005	4,200,545	1,276,585	1,736,664	7,213,794	7,178

（注）1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、年度中の職員数の増減を平均したものです。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況

	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
医師	20年度	歳 46.1	円 548,240	円 1,422,261
	19年度	42.1	540,036	1,238,421
	18年度	45.9	564,923	1,282,128
看護師	20年度	41.0	328,871	524,631
	19年度	41.0	327,635	526,986
	18年度	40.4	325,397	521,282
事務職員	20年度	42.0	345,795	560,696
	19年度	42.9	373,149	606,196
	18年度	43.2	375,769	599,374

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

病院事業	普通会計
1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,627千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 1,776千円
(平成20年度支給割合) 期末手当 2.93月分 勤勉手当 1.50月分 (1.58)月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 2.93月分 勤勉手当 1.50月分 (1.58)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成21年4月1日現在)

病院事業	普通会計
1人当たり平均支給額(平成20年度) 自己都合 2,020千円 勸奨・定年 27,468千円	1人当たり平均支給額(平成20年度) 自己都合 6,179千円 勸奨・定年 28,077千円
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.5月分 30.55月分 勤続25年 33.5月分 41.34月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

c 地域手当（平成21年4月1日現在）

県外の特定地域に勤務する職員及び採用が困難な医師に対して支給されます。

支給総額（平成20年度決算見込）		56,251 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		852,288 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15 %	56 人	0 %

d 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給総額（平成20年度決算見込み）		206,649 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）		28,562 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成20年度）		74.8 %	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
航空業務手当	右記業務に従事した医師又は看護師	航空機に搭乗して行う患者搬送等に従事した場合	1時間1,900円
死体処理手当	右記業務に従事した看護師又は臨床検査技師	死体処理作業又は解剖補助作業に従事した場合	日額1,100円等
感染症防疫等作業手当	県立病院に勤務する医師、看護職員等	感染症病棟又は病室内において患者の診療、看護等の業務に従事した場合	日額290円
有害物等取扱手当	県立病院に勤務する職員	著しく健康を害するおそれがある有害薬物調剤業務等に従事した場合	日額290円～390円
放射線取扱手当	診療放射線技師等	エックス線その他放射線を人体に照射する作業等に従事した場合	日額240円等
特殊環境内作業手当	勤務環境が劣悪な作業場における業務に従事するボイラー技師等	高温多湿、騒音又は悪臭等により勤務環境が劣悪な作業場等において一定時間以上の作業に従事した場合	日額250円～290円
保健福祉等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により、精神障がい者に直接接して行う診察立会又は移送の業務に従事した場合	日額340円

夜間等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	深夜に行われる看護の業務に従事した場合	1回1,240円～3,300円
病院等特殊業務手当	県立病院に勤務する職員	病院医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事した場合	月額61,000円～165,000円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成20年度決算見込み）	340,430 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	436 千円
支給実績（平成19年度決算）	315,410 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	400 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度 決算見込)	支給職員1人当 たり平均支給年 額 (同左)
扶養手当	知事部局に同じ			76,059 千円	202,285 円
住居手当	〃			51,719 千円	137,186 円
通勤手当	〃			78,189 千円	126,724 円
単身赴任手当	〃			6,098 千円	338,778 円
管理職手当	〃			32,972 千円	766,791 円
特地勤務手当	〃			526 千円	105,200 円
宿日直手当	〃			67,953 千円	1,029,591 円
夜勤手当	〃			73,134 千円	140,372 円
休日給	〃			118,496 千円	151,723 円
寒冷地手当	〃			40,976 千円	63,627 円
初任給調整手当	〃			238,088 千円	3,607,394 円

（注）支給実績のある手当のみ記載しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成21年4月1日現在）

一般的な職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間（午前8時30分～午後5時30分）、1週間について40時間です。

また、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

年次有給休暇は、1年ごとに20日（中途採用者は別に人事委員会規則で定める日数）付与されており、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができることになっています。

平成20年の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たり平均使用日数
10.2日

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則で定められている有給休暇です。

平成21年4月1日現在、同規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内 産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	3日以内
3 育児参加休暇	5日以内
4 妊娠障害休暇	14日以内
5 妊産婦検診休暇	必要と認められる期間
6 通勤緩和休暇	1日1時間以内
7 育児休暇	1日2回各45分以内
8 子育て休暇	7日以内
9 生理休暇	その都度2日以内
10 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
11 結婚休暇	7日以内
12 配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日
13 夏季休暇	5日以内
14 ボランティア休暇	5日以内
15 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供の休暇	必要と認められる期間
16 リフレッシュ休暇	勤続20年に達する場合2日以内 永年勤続表彰を受けた場合3日以内
17 選挙権等の権利行使のための休暇	必要と認められる期間
18 証人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
20 風水震災等による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
21 風水震災等による職員の住居の滅失等を事由とする休暇	1週間の範囲内で必要と認められる期間
22 交通機関の事故等を事由とする休暇	必要と認められる期間
23 風水震災等による職員の退勤途上における身体の危険の回避を事由とする休暇	必要と認められる期間

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業及び部分休業は、ともに職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるもので、そのうち部分休業については、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得できることとしています。

育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により、職員が希望する日又は時間帯において勤務することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となり、育児短時間勤務の場合は、給料月額や職務関連の手当については、1週間の勤務時間に応じた額が支給されます。

平成20年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者 数	平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業 等対象者数)			
				うち育児休 業取得者数	うち部分休 業取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数
男性職員	6	0	0	5 6 6	2	0	0
	0	0	0				
女性職員	3 8 5	3 1	1 8	4 0 9	3 8 5	1 7	1 1
	4 9 2	7	0				
計	3 9 1	3 1	1 8	9 7 5	3 8 7	1 7	1 1
	4 9 2	7	0				

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段は平成20年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段は育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成19年度以前から20年度にかけて引き続いている者の数です。

2 表左側の「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」及び「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段の平成20年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者の数には「平成20年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」と「平成19年度以前に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得可能となったが、平成20年度に新規に育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)をした者」の両方が含まれるので、表右側の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」、「うち育児短時間勤務取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることもありませ

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となっています。

平成20年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇取得者数
男性職員	5
女性職員	3 3
計	3 8

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成20年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	222	0	222
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (地方公務員法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (地方公務員法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (地方公務員法第27条第2項)	0	0	5	0	5
合 計	0	0	227	0	227
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0

(注) 1 対象職員は、一般職に属するすべての職員です。

2 分限処分者数

- (1) 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。
- (2) 平成20年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。
- (3) 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、地方公務員法第16条の欠格条項に該当した者を分限処分に付された者とみなしています。
- (4) 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

(2) 懲戒処分状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成20年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

ア 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (地方公務員法第29条第1項第1号)	22	20	4	5	51
職務上の義務違反又は怠慢 (地方公務員法第29条第1項第2号)	8	11	0	0	19
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (地方公務員法第29条第1項第3号)	2	5	2	4	13
合 計	32	36	6	9	83

イ 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	10	14	1	3	28
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	2	3	5	2	12
収賄等関係	0	0	0	2	2
道路交通法違反	20	18	0	2	40
管理監督責任	0	1	0	0	1
合 計	32	36	6	9	83

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第30条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

平成20年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
知 事	<p>職員のサービス規律の厳正な保持について、定期的（夏季、年末及び年度末）に周知したほか、選挙の実施や職員が不祥事を起こした際など、必要に応じて随時、職員への周知等を行った。</p> <p>なお、平成19年度から、各所属に「コンプライアンス委員会」を設置し、職員の法令遵守等の意識高揚に努めています。</p>	<p>文書による通知 各所属におけるコンプライアンス委員会の開催等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
病院事業管理者	<p>選挙が実施された場合のサービス規律に関する通知</p> <p>7月、12月及び3月期において事故防止及びサービス規律保持の通知</p> <p>職員にサービス規律違反が発生した場合は随時規律保持徹底の通知</p> <p>各所属に対して福島県倫理条例に基づいて、贈与の有無にかかわらず四半期ごとに報告を義務づけている。</p>	<p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p> <p>文書による通知及び各所属内の会合、回覧等</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
教育委員会	<p>1 平成20年7月、教職員による不祥事の発生を受け、各学校のサービス倫理委員会において指導者となることが多い教頭を対象として、市町村立学校及び県立学校合同教頭会議を各市町村教育委員会と共同で開催し（県内7地区）し、不祥事防止の徹底を図った。</p> <p>2 平成20年11月、教職員による不祥事の発生を受け、県立学校長会議を福島市で開催し、不祥事防止の徹底を図った。</p> <p>3 平成20年12月、教職員による不祥事の発生を受け、県立学校長会議を福島市で開催し、不祥事防止の徹底を図った。</p>	<p>不祥事防止策の協議等を行った。</p> <p>不祥事の具体的状況を踏まえた再発防止策についての指示等を行った。</p> <p>不祥事の具体的状況を踏まえた再発防止策についての指示等を行った。</p>

任命権者	取 組 内 容	周知方法等
警察本部長	<p>警察職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼に応えられるよう高い倫理観の涵養と適切な職務執行の徹底を図った。</p>	<p>文書による通知、機会教養及び各種会議</p>

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職層や経験年数に応じて行う指名研修や、個々の職員が習得したい知識及び技能を受講希望する選択型の研修のほか、専門研修、職場研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。

平成20年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般行政職等

研修区分	受講者数(人)								
	研修名	知事部局	企業局	病院局	教育	警察本部	その他	合計	
指名研修	新採用職員	247	0	91	40	0(21)	0	378(21)	()は県警察学校での研修
	係員	572	3	89	141	46(27)	6	857(27)	()は管区警察学校での研修
	監督者	60	1	1	11	0(8)	1	74(8)	()は警察大学校での研修
	管理者	174	4	3	25	0(1)	4	210(1)	()は警察大学校での研修
	管理者特別研修	63	2	3	18	0	2	88	
	計	1,116	10	187	235	46(57)	13	1,607(57)	
個別選択研修	基礎能力・業務遂行能力開発	37	1	1	0	2(103)	0	41(103)	()は警察大学校、管区警察学校及び県警察学校での研修(研修区分 専科)
	政策形成能力開発	48	2	1	0	5	0	56	
	協働・対人能力開発	65	0	0	0	10	2	77	
	マネジメント能力養成	81	3	0	0	1	2	87	
	指導者養成	25	0	2	2	0	1	30	
	行政経営セミナー	124	3	4	1	9	5	146	
	中国語講座	10	0	0	0	0	0	10	
	計	390	9	8	3	27(103)	10	447(103)	
派遣研修	22	0	0	0	1	0	23		
合計	1,528	19	195	238	74(160)	23	2,077(160)	()は外数	

イ 教育職

研修区分	概要		受講者数(人)
	研修名		
基本研修	初任者研修	新任教員を対象として、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるなどして、教員としての基礎的・基本的な資質・能力の育成を図る。	161
	経験者研修	教職経験5年の教員を対象にして、学習指導法など専門的な力量の向上を図る。	209
	経験者研修	教職経験10年の教員を対象にして、今までの教育活動を振り返り、自己の課題や適性等を再確認し、実践的指導力の向上を図る。	246

ウ 公安職

	研修区分	概要	受講者数(人)
	研修名		
採用時 教 養	初任科・初任補修科	新たに採用された警察官を対象に、職責の自覚と使命感を培い、地域警察活動に必要な基礎的知識・技能の習得及び体力・気力の錬成を図る。	332
任用科	県警察学校	警部、警部補、巡査部長に昇任又は昇任が予定されている警察官に対し、必要な知識・技能の補完を図る。また、各部門に新たに任用する警察官に対し、職責の自覚と専務員としての基礎的知識・技能の習得を図る。	122
	管区警察学校		169
	警察大学校		27
専 科	県警察学校	特定の分野に関する専門的知識・技能の習得を図る。	862
	管区警察学校		72
	警察大学校		48

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員的能力開発・人材育成、適材適所の人事配置等に必要なる人事管理上の資料の整備を図ることを目的としています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常勤又は臨時的任用職員 ・ 教育職、医療職（一）、技能労務職給料表の適用を受ける職員 ・ 給料の特別調整額を受ける管理職員
評定者等	評定者は直近上位の管理職とし、最終評定者を所属長としています。また、実施責任者を各部局長等としています。 実施責任者は評定結果を厳正に審査し、不相当と認めるときは所要の訂正を命じることができることとしています。
基準日及び期間	平成20年8月1日を基準日として前1年間について作成しました。 ただし、転任、配置転換等の日から3月に満たない職員や長期の休職、研修等により基準日前3月以上にわたって業務に従事しなかった職員などについては、3月を満了するまで延期して実施することとしています。
評定結果の活用	評定結果については、職員的能力開発・人材育成及び適材適所の人事配置の基礎資料として活用しました。

イ 教育委員会（県立学校・市町村立学校）

勤務の評定の目的	勤務評定は、職員の適正配置等、公正な人事管理の基礎資料の一つとするものです。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての県立学校の教員及び市町村立学校の教職員を対象としています。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6月以内の期間を定めて任用される職員 ・ 非常勤の職員 ・ 指導主事に充てられた教員等
評定者等	評定者は、校長については教育長（市町村立学校の場合は市町村教育委員会教育長）とし、校長以外については当該職員の所属する学校の校長としています。
基準日及び期間	原則として、平成20年9月1日を基準日として前1年間について評定しました。
評定結果の活用	評定結果については、人事配置や研修等の基礎資料として活用しました。

ウ 警察本部

勤務の評定の目的	勤務評定は、法第40条の規定に基づき、職員が職務と責任を遂行した勤務実績、能力及び適性を統一的に評価し、これを職員の処遇、計画的な人材育成、適材適所の人事配置等に活用し、併せて、公務能率の向上に資するために行っています。
対象職員	勤務評定は、次に掲げる職員以外のすべての職員を対象としています。 ・ 地方警務官 ・ 非常勤又は臨時的任用職員
評定者等	評定は、原則として、被評定者の複数の上司により行い、調整は、評価者の上位の職にある者が行うものとしています。
基準日及び期間	評定期間は、1月1日から12月31日までの期間とし、12月31日現在で実施しました。
評定結果の活用	評定の結果は、人材育成、人事配置等に活用しました。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生の実施状況

ア 安全衛生管理

職員の安全の確保及び健康の保持増進を図り、快適な職場環境を実現するため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び福島県職員安全衛生管理規程（昭和58年福島県訓令第11号）に基づき、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任するとともに、衛生委員会、安全衛生委員会等を設置し、職員の安全衛生管理に努めています。

イ 職員の健康管理

疾病の予防、早期発見を図るため、労働安全衛生法に基づき、「胸部健康診断」、「成人病予防健康診断」、「特別健康診断」などの各種健康診断等を実施し、職員の健康管理に努めています。

平成20年度の実施状況は、次のとおりです。

(ア) 健康診断の実施状況

a 知事部局等（教育委員会及び警察本部を除く。）

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	県	4,910	4,858	98.9
特別健康診断	県	1,398	2,368	84.7
成人病予防健康診断（35歳以上）	県	3,365	3,334	99.1
成人病予防健康診断（35歳未満）	県	1,512	1,496	98.9
新規採用職員健康診断	県	100	100	100.0
婦人科健康診断（子宮がん）	県	466	419	89.9
婦人科健康診断（乳がん）	県	219	202	92.2
人間ドック健康診断	県・共済組合	1,790	1,778	99.3
VDT作業従事職員健康診断	県	5,076	3,688	72.7

（注） 特別健康診断の受診者数は、年2回実施の延べ人数です。

b 病院局（健康診断は、病院局においても別途実施しています（人間ドックを除く。））

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
胸部健康診断	病院局	821	671	81.7
特別健康診断	病院局	989	845	85.4
成人病予防健康診断（35歳以上）	病院局	560	466	83.2
成人病予防健康診断（35歳未満）	病院局	261	231	88.5
新規採用職員健康診断	病院局	33	27	81.8
婦人科健康診断（子宮がん）	病院局	183	158	86.3
婦人科健康診断（乳がん）	病院局	136	111	81.6
人間ドック健康診断	県・共済組合	194	186	95.9
V D T 作業特定従事職員健康診断	病院局	196	153	78.1

（注） 特別健康診断の対象者数及び受診者数は、延べ人数です。

c 教育委員会

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
新規採用教職員健康診断	県（教）	148	148	100.0
教職員定期健康診断	県（教）	5,241	5,032	96.0
教職員結核健康診断	県（教）	5,241	4,302	82.1
V D T 作業従事教職員健康診断	県（教）	4,604	4,220	91.7
教職員人間ドック(脳ドックを含む。)	共済組合 県（教） 市町村 互助会	7,370	5,942	80.6
乳がん・子宮がん検診	共済組合 県（教）	7,029	3,944	56.1

d 警察本部

健康診断種別	実施主体	対象者数	受診者数	受診率 (%)
結核精密検査	県（警）	7	7	100.0
生活習慣病検診	県（警） 共済組合	3,592	3,552	98.9
特別健康診断	県（警）	18	18	100.0
雇入時健康診断	県（警）	203	203	100.0
V D T 作業員健康診断	県（警）	41	41	100.0
婦人科健康診断	県（警）	196	161	82.1

(1) その他の事業の概要(主なもの)

a 知事部局等(教育委員会及び警察本部を除く。)

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
健康診断事後指導	要注意所見のある職員の指導	県	321
健康相談事業	心身の健康に関する相談	県	204
30歳時健康教育事業	心と体の健康づくり	県	123
メンタルヘルスサポート研修	心の健康づくり	県	126
メンタルヘルス(職場復帰・再発防止支援)研修会	心の健康づくり	県	68
特定健康診査・	特定健康診査	共済組合	5,090
特定保健指導事業	特定保健指導		

被扶養者を含む。

b 教育委員会

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
教職員相談	職場や家庭、健康についての相談	県(教)	252
メンタルヘルスセミナー	教職員の心の健康づくり	共済組合	200
教職員健康相談事業	心身の悩みについての相談	共済組合	16

c 警察本部

事業名称	事業概要	実施主体	実施人数
安全衛生セミナー	心の健康づくり	県(警)	109
健康管理講習会	健康管理の集団指導	県(警)	55
保健指導	心身の健康に関する個別指導	県(警)	39

(2) 公務災害等の状況

区分	平成19年度 未認定件数	平成20年度 申請件数	平成20年度中認定状況				平成20年度 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	2	201	199	2	0	201	2
通勤災害	0	14	14	0	0	14	0
合計	2	215	213	2	0	215	2

(3) 職員の利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度により保護されています。

ア 勤務条件に関する措置要求制度

法第46条により、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度。

イ 不利益処分に対する不服申立て制度

法第49条により、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益処分を受けたとき、人事委員会に不服申立てをすることができる制度。

これらの制度に関する平成20年度の状況は「福島県人事委員会の業務報告（平成20年度）」3及び4のとおりです。

8 その他知事が必要と認める事項

(1) 公益通報の状況

職員からの内部通報に関する窓口を設置し、通報者の保護を図りながら、法令違反等の未然防止や是正等の措置を行うことにより、適法かつ公正な県政運営を進めるため、公益通報制度を実施しています。

なお、平成20年度の状況は、以下のとおりです。

機 関 名	通報件数	(うち受理件数)	(うち不受理件数)
知事部局	3	2	1
企業局	0	0	0
病院局	0	0	0
教育委員会	1	1	0
警察本部	0	0	0
その他委員会等	0	0	0

(注) 1 知事部局の受理件数2件のうち是正措置を要しなかったもの 1件

(注) 2 知事部局の受理件数2件のうち翌年度継続して調査を実施したもの 1件

(2) 職員に対する働きかけに関する対応状況

職員が、一定の公職にある者等から入札及び契約事務並びに採用その他人事に関する事務に関する働きかけを受けた場合、その内容を記録し、組織として適切な対応に努めるとともに、透明で開かれた県政の運営に資するよう当該記録票については、公開の対象としております。ただし、議会、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求は、記録の対象から除きます。

(平成20年度の状況)

働きかけを受けた案件 なし

～ 目次 ～

	頁
福島県人事委員会の業務報告（平成20年度）	
1 職員の競争試験及び選考の状況	1
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 .	4
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	4
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	5
5 人事行政相談の状況	6
6 その他	6

福島県人事委員会の業務報告（平成20年度）

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

区	分	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日	
大 学 卒 程 度		5 月 2 日	5月12日～5月23日	6 月 2 9 日	8月4日～8月6日	8 月 2 2 日	
資 格 免 許 職		5 月 2 日	8月11日～8月22日	9 月 2 8 日	11月4日～11月6日	1 1 月 2 1 日	
高 校 卒 程 度		5 月 2 日	8月11日～8月22日	9 月 2 8 日	11月4日～11月6日	1 1 月 2 1 日	
警 察	通 常	5 月 2 日	警察官 A (男性)	5月26日～6月6日	7 月 1 3 日	8月20日～8月22日	9 月 1 2 日
	警察官 A (女性)						
	警察官 B (男性)						
	警察官 B (女性)						
官 募 集	特 別	3 月 2 1 日	3月24日～4月4日	5 月 1 1 日	6月18日～6月19日	7 月 1 8 日	
	警察官 A (女性)	—	—	—	—	—	
	警察官 B (男性)	—	—	—	—	—	
	警察官 B (女性)	—	—	—	—	—	
市町村立学校栄養職員		5 月 2 日	8月11日～8月22日	9 月 2 8 日	11月4日～11月6日	1 1 月 2 1 日	
市町村立学校事務職員		5 月 2 日	8月11日～8月22日	9 月 2 8 日	11月4日～11月6日	1 1 月 2 1 日	

イ 競争試験の実施状況

(単位：人・%)

事項		採用予定者数	申込者数 a	受験者数 b	受験率 b / a	第1次 合格者数	最終 合格者数 c	競争倍率 b / c		
職種										
大 学 卒 程 度	行政事務	24	467(159)	304(107)	65.1(67.3)	53(12)	28(7)	10.9		
	警察事務	1	32(23)	25(19)	78.1(82.6)	4(3)	2(1)	12.5		
	農業	8	39(17)	33(15)	84.6(88.2)	27(14)	8(4)	4.1		
	農業土木	4	19(1)	12(1)	63.2(100.0)	11(1)	5(0)	2.4		
	林業	1	9(2)	5(2)	55.6(100.0)	4(2)	2(0)	2.5		
	土木	7	33(3)	27(3)	81.8(100.0)	18(2)	7(0)	3.9		
	建築	3	14(2)	7(0)	50.0(0.0)	5(0)	2(0)	3.5		
	化学	3	36(7)	30(6)	83.3(85.7)	8(0)	3(0)	10.0		
	農芸化学	4	15(6)	13(5)	86.7(83.3)	12(5)	4(2)	3.3		
	薬学	5	15(9)	10(6)	66.7(66.7)	9(6)	6(4)	1.7		
	畜産	1	12(5)	10(5)	83.3(100.0)	4(2)	1(1)	10.0		
	水産	1	4(0)	4(0)	100.0(0.0)	3(0)	1(0)	4.0		
	機械	1	7(0)	5(0)	71.4(0.0)	4(0)	1(0)	5.0		
	心理判定員	2	25(18)	21(17)	84.0(94.4)	7(6)	2(2)	10.5		
	小計	65	727(252)	506(186)	69.6(73.8)	169(53)	72(21)	7.0		
資 格 免 許 職	司書	3	114(99)	86(73)	75.4(73.7)	12(8)	3(2)	28.7		
	栄養士	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-		
	臨床検査技師	4	20(15)	20(15)	100.0(100.0)	16(12)	7(4)	2.9		
	看護	10	20(16)	16(13)	80.0(81.3)	16(13)	10(7)	1.6		
	小計	17	154(130)	122(101)	79.2(77.7)	44(33)	20(13)	6.1		
高 校 卒 程 度	行政事務	5	90(47)	69(36)	76.7(76.6)	18(6)	7(4)	9.9		
	警察事務	1	16(9)	11(6)	68.8(66.7)	7(4)	1(1)	11.0		
	農業土木	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-		
	林業	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-		
	土木	-	- ()	- ()	- ()	- ()	- ()	-		
	小計	6	106(56)	80(42)	75.5(75.0)	25(10)	8(5)	10.0		
警 察 官 募 集	通 常 試 験	男性・一般	58	502	404	80.5	262	87	4.6	
		男性・情報処理	1	8	7	87.5	3	0	-	
		男性・英語	1	6	4	66.7	3	0	-	
		男性・北京語	1	2	1	50.0	1	1	1.0	
		男性・柔道	1	6	5	83.3	5	0	-	
		男性・剣道	1	4	4	100.0	3	0	-	
		女性・一般	4	90	71	78.9	20	5	14.2	
		女性・情報処理	-	-	-	-	-	-	-	
		女性・英語	-	-	-	-	-	-	-	
		女性・北京語	-	-	-	-	-	-	-	
	特 別 募 集	警察官A	男性	41	356	311	87.4	207	43	7.2
		警察官A	男性・柔道	1	7	6	85.7	6	1	6.0
		警察官A	男性・剣道	1	5	4	80.0	4	1	4.0
		警察官B	女性・一般	2	49	39	79.6	8	3	13.0
		小計	112	1,035(139)	856(110)	82.7(79.1)	522(28)	141(8)	6.1	
官	特 別 募 集	警察官A	男性	65	295	252	85.4	208	67	3.8
		警察官A	女性	-	-	-	-	-	-	
	特 別 募 集	警察官B	男性	-	-	-	-	-	-	
		警察官B	女性	-	-	-	-	-	-	
小計	65	295(0)	252(0)	85.4(0.0)	208(0)	67(0)	3.8			
市町村立学校栄養職員		8	82(80)	68(66)	82.9(82.5)	22(21)	8(8)	8.5		
市町村立学校事務職員		6	85(52)	73(44)	85.9(84.6)	20(9)	6(3)	12.2		
合 計		279	2,484(709)	1,957(549)	78.8(77.4)	1,010(154)	322(58)	6.1		

注) 表中の()内の数字は、女性の内数。

(2) 採用選考・昇任選考の実施状況

給料表	採用・昇任の別 任命権者 相当職	採 用					昇 任				
		知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計	知事	教育 委員会	警察 本部	その他	計
行政職	部長相当職	2	0	0	1	3	9	1	0	1	11
	部次長相当職	0	1	0	0	1	25	2	0	2	29
	課長相当職	6	9	1	0	16	52	11	4	4	71
	副課長相当職	0	0	0	0	0	118	0	13	1	132
	主査相当職	2	0	1	0	3	138	11	18	5	172
	上級係員	1	0	0	1	2					
	係員	15	4	5	0	24					
計	26	14	7	2	49	342	25	35	13	415	
公安職	警視(部長)	0	0	2	0	2	0	0	17	0	17
	警視(課長)	0	0	3	0	3	0	0	33	0	33
	警部	0	0	5	0	5	0	0	54	0	54
	警部補	0	0	5	0	5	0	0	60	0	60
	巡査部長	0	0	1	0	1	0	0	44	0	44
	巡査	0	0	4	0	4					
計	0	0	20	0	20	0	0	208	0	208	
研究職	研究所長相当職	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	研究部長相当職	0	0	0	0	0	6	0	1	0	7
	研究主任相当職	0	0	0	0	0	13	0	2	0	15
	上級研究員	0	0	0	0	0					
	研究員	0	0	0	0	0					
計	0	0	0	0	0	22	0	3	0	25	
医療職(一)	病院長相当職	0	0	0	0	0	4	0	0	1	5
	診療部長相当職	1	0	0	3	4	0	0	0	2	2
	医長相当職	0	0	0	3	3	1	0	0	0	1
	医員	1	0	0	5	6					
計	2	0	0	11	13	5	0	0	3	8	
医療職(二)	医療所長相当職	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	医療部長相当職	0	0	0	0	0	7	0	0	4	11
	医療主任相当職	2	0	0	1	3	6	0	0	3	9
	上級医療係員	0	0	0	0	0					
	医療係員	1	0	0	6	7					
計	3	0	0	7	10	14	0	0	7	21	
医療職(三)	看護部長相当職A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	看護部長相当職B	0	0	0	0	0	6	0	0	3	9
	看護師長相当職	0	0	0	0	0	2	0	0	13	15
	上級看護係員	1	0	0	0	1					
	看護係員	3	0	0	0	3					
計	4	0	0	0	4	8	0	0	16	24	
事務職	副課長相当職	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4
	主査相当職	0	0	0	0	0	0	30	0	0	30
	上級係員	0	0	0	0	0					
	係員	0	0	0	0	0					
計	0	0	0	0	0	0	34	0	0	34	
医療職	医療主任相当職	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	上級医療係員	0	0	0	0	0					
	医療係員	0	0	0	0	0					
	計	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
教育職	主任管理主事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理主事	0	12	0	0	12					
	計	0	12	0	0	12	0	0	0	0	0
合 計		35	26	27	20	108	391	65	246	39	741

2 給与、勤務時間その他勤務条件に関する報告及び勧告の状況
別紙のとおり

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
給 与												
旅 費												
勤 務 時 間												
休 暇												
執 務 環 境												
厚 生 福 利												
転 任												
任 用												
そ の 他		1	1									1
計		1	1									1

(2) 完結事案一覧表
該当なし

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度 への繰 越 (A)-(B)	
	前年度 からの 繰 越	新 規 申 立 て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
分 限 処 分	降 給											
	降 任											
	休 職											
	分限免職	1	1	2								2
懲 戒 処 分	戒 告	110		110		1					1	109
	減 給											
	停 職											
	懲戒免職	3		3				1	1	2		1
転 任												
そ の 他												
計	114	1	115		1			1	1	3	112	

(2) 完結事案一覧表

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
18(不)4	公立学校教員	県教育委員会	懲戒免職処分	平成 21 年 3 月 26 日	処分承認
19(不)1	公立学校教員	県教育委員会	懲戒免職処分	平成 21 年 3 月 26 日	処分修正

5 人事行政相談の状況

人事行政相談員が、職員から相談を受けた件数 16 件

6 その他

(1) 職員団体の登録の状況

ア 登録職員団体名

- 自治労福島県職員労働組合
- 福島県高等学校教職員組合
- 福島県立高等学校教職員組合
- 福島県教職員組合
- 福島県学校事務労働組合

イ 平成 20 年度変更登録年月日とその内容

- 自治労福島県職員労働組合 平成 20 年 4 月 2 日 (役員の変更)
- 福島県立高等学校教職員組合 平成 20 年 4 月 8 日 (役員の変更)
- 福島県高等学校教職員組合 平成 20 年 4 月 11 日 (役員、事務所の所在地の変更)
- 福島県学校事務労働組合 平成 20 年 4 月 25 日 (役員の変更)
- 福島県高等学校教職員組合 平成 20 年 6 月 23 日 (役員の変更)

(2) 管理職員等の範囲の指定の状況

組織及び職の改廃等により、県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則を改正

平成 20 年 6 月 6 日規則改正

平成 21 年 1 月 16 日規則改正

(3) 労働基準監督機関としての職権の行使

ア 対象事業場

区分	労基法別表第 1 第 11 号	労基法別表第 1 第 12 号	官公署	計
事業場数	0	140	99	239

イ 解雇予告除外認定

7 件

ウ 特定機械等の設置及び検査状況 (平成 20 年度末現在の基数)

検査種類	ボイラー	第一種圧力容器
設置数	86	28
性能検査	85	27
落成検査	-	-
使用再開検査	2	-
廃止報告	2	-
休止報告	3	-

職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成20年10月6日
福島県人事委員会

＜本年の報告・勧告のポイント＞

- 職員の給与に関する報告・勧告
 - ・ 職員の給与と民間給与との較差（0.18%）を埋めるため、給料月額の上上げ改定
 - ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）の引下げ改定（0.02月分）
 - ・ 医師の給与の特別改善（初任給調整手当の改定）
- 職員の勤務時間に関する報告
 - ・ 国、他の都道府県の動向を踏まえ、適切に対応
- 人事管理の課題に関する報告
 - ・ 人材の確保・育成への取組みなど6項目

I 職員の給与に関する報告・勧告

1 民間給与との比較

本委員会が、本年4月分として支給された職員の給与と民間の給与（企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内の867の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって174事業所を抽出）の調査を実施した結果、職員の給与と民間給与との較差等は次のとおりである。

(1) 月例給

職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差(b)-(a)
395,619円	396,321円	702円 (0.18%)

※ 減額措置後の職員給与でみると民間給与が職員給与を12,255円（3.19%）上回っている。

(2) 特別給

職員の年間支給割合	民間の年間支給割合
4.45月	4.43月

※ 民間の年間支給割合（民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）の割合）

2 本年の給与の改定

＜月例給＞

(1) 給料表（平成20年4月1日実施）

較差を解消するため、国の俸給表を基本に、若年層への配分に配慮しながら、全ての職務の級で給料月額を上上げ改定

（実質改定率 1級 0.4%、2級 0.4%、3級 0.4%、4級 0.2%、5級以上 0.0%）

(2) 初任給調整手当（平成21年4月1日実施）

医師の人材確保を図る観点から、人事院勧告の内容を考慮して、初任給調整手当を改定

＜期末・勤勉手当＞（平成20年12月1日実施）

年間支給割合を0.02月分引下げ改定（4.45月分→4.43月分）

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.40月（改定なし）	1.53月（現行1.55月）	2.93月（現行2.95月）
勤勉手当	0.75月（改定なし）	0.75月（改定なし）	1.50月（改定なし）
合計	2.15月（改定なし）	2.28月（現行2.30月）	4.43月（現行4.45月）

3 給与構造の改革

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の暫定的な地域手当の支給割合について、人事院勧告の内容に準じて設定

（東京都特別区在勤者1%引上げ（16%→17%）、大阪市在勤者及び医師1%引上げ（13%→14%））

4 その他の課題

- (1) 通勤手当 ガソリン価格の高騰による通勤の実情を踏まえ、支給額等について検討する必要
- (2) 公立学校教員の給与 他の都道府県との均衡を考慮しながら随時見直しを行っていく必要

II 職員の勤務時間に関する報告

- ・ 人事院勧告の今後の国の取扱い及び他の都道府県の動向を十分に踏まえ、適切に対応していく必要
- ・ 勤務時間の短縮をするに当たっては、これまでの行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないことが基本

III 人事管理の課題に関する報告

1 人材の確保・育成への取組み

(1) 人材の確保

有為な人材の確保のため、受験者ニーズを明確に把握し効果的な広報活動を展開するとともに、時代の要請に応えられる高い資質を備えた人材を確保するための採用試験制度の見直し

(2) 人材の育成

新たな人事評価制度の導入を図り、その評価結果に基づいた職場におけるきめ細やかなOJTの実践や、効果的な研修への派遣などにより組織的に職員の能力伸長を図っていく必要

2 新たな人事評価制度の導入

複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対応しうる職員育成のため、地方公務員法の改正動向にも留意しつつ、全職員への導入に向けた検討を進める必要。併せて、その定着を図りながら、評価結果の給与処遇への反映について検討を進める必要

3 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

(1) 超過勤務の縮減等

恒常的に超過勤務が多い職員の解消やノー残業デー、リフレッシュデーの徹底等による積極的な超過勤務時間の縮減や年次有給休暇の計画的な取得に向けた取組みをなお一層進める必要

(2) 両立支援の推進

両立支援の制度の活用をさらに促進するため、個々の職員の置かれた状況に応じて、より活用しやすい制度とすることや男女が共に制度を活用しやすい職場環境づくりになお一層取り組む必要

(3) メンタルヘルス対策の推進

心の疾病による長期病休者の割合が多い状況を踏まえ、予防や再発防止に重点を置いたメンタルヘルス対策の推進に取り組む必要

4 高齢期の雇用問題の検討

新規採用の抑制、組織活力の維持等の問題に留意し、再任用制度について検証するとともに、国や他の地方公共団体の動向を踏まえ、高齢期の雇用問題について検討を開始する必要

5 男女共同参画のさらなる推進

育児短時間勤務等の各種制度の活用促進、女性登用の拡大などに積極的に取り組むとともに、取組みの検証等を通し、さらに男女共同参画の推進に努める必要

6 公務員倫理の徹底

厳正な服務規律のもと、業務の適正な執行に努めるとともに、公務員倫理の徹底を図る必要

(参考資料)

勧告が実施された場合の改定内容等

1 改定内容（行政職の場合）

区 分	改定額	改定率
合 計	円 702	% 0.18
給料月額	700	0.18
諸手当等	2	0.00
平均給与月額	現 行	395,619 円
	改定額	702 円
	改定後	396,321 円

(注) 平均給与月額は、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当等及び寒冷地手当（月額相当額）の合計額である。

2 標準モデルによる年間給与の増加額（行政職の場合）

		給料月額		年間給与の増加額		
		勧告前	勧告後	給料・諸手当 (a)	期末・勤勉手当 (b)	合計 (a)+(b)
係 員	配偶者	円 237,700	円 238,700	円 12,000	円 △ 584	円 11,416
30歳						
主 査	配偶者 子 2 人	306,700	308,000	15,600	△ 913	14,687
38歳						
課 長	配偶者 子 2 人	442,400	442,400	0	△ 10,796	△ 10,796
52歳						
部 長	配偶者	551,300	551,300	0	△ 16,247	△ 16,247
57歳						

(注) 1 給料月額には、給料の調整額、諸手当等は含まない。

2 上記の例は、一つのモデルケースであり、世帯構成、昇格等の違いにより各職員ごとに異なる。

3 給料の経過措置適用者は、勧告後も給料月額は変わらない。

(参考)

		給与月額		年間給与の増加額		
		勧告前	勧告後	給料・諸手当 (a)	期末・勤勉手当 (b)	合計 (a)+(b)
行政職平均		円 395,619	円 396,321	円 8,424	円 △ 4,745	円 3,679

3 最近10年間の改定額等の状況（行政職の場合）

年度	区分	本 県		国	
		改定額（円）	改定率（％）	改定額（円）	改定率（％）
平成20年度		702	0.18	0	0.00
	（給料月額）の状況	700	0.18	0	0.00
平成19年度		1,932	0.49	1,352	0.35
	（給料月額）の状況	1,565	0.40	387	0.10
平成18年度		0	0.00	0	0.00
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成17年度		△ 1,400	△ 0.35	△ 1,389	△ 0.36
	（給料月額）の状況	△ 1,156	△ 0.29	△ 1,054	△ 0.28
平成16年度		△ 352	△ 0.09	△ 246	△ 0.06
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成15年度		△ 4,310	△ 1.09	△ 4,054	△ 1.07
	（給料月額）の状況	△ 3,852	△ 0.98	△ 3,446	△ 0.91
平成14年度		△ 7,816	△ 1.96	△ 7,770	△ 2.03
	（給料月額）の状況	△ 7,060	△ 1.77	△ 6,408	△ 1.67
平成13年度		125	0.03	313	0.08
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成12年度		470	0.12	434	0.12
	（給料月額）の状況	0	0.00	0	0.00
平成11年度		934	0.24	1,034	0.28
	（給料月額）の状況	932	0.24	979	0.26

（注）平成16年度の改定額及び改定率については、寒冷地手当改正による影響を考慮した。

4 最近10年間の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数の状況（一般職員）

年度	区分	年間平均支給月数			前年との増減月数
		期末手当	勤勉手当	合計	
平成20年度		2.93	1.50	4.43	△ 0.02
平成19年度		2.95	1.50	4.45	0.05
平成18年度		2.95	1.45	4.40	△ 0.05
平成17年度		3.00	1.45	4.45	0.05
平成16年度		3.00	1.40	4.40	0.00
平成15年度		3.00	1.40	4.40	△ 0.25
平成14年度		3.25	1.40	4.65	△ 0.05
平成13年度		3.55	1.15	4.70	△ 0.05
平成12年度		3.60	1.15	4.75	△ 0.20
平成11年度		3.75	1.20	4.95	△ 0.30

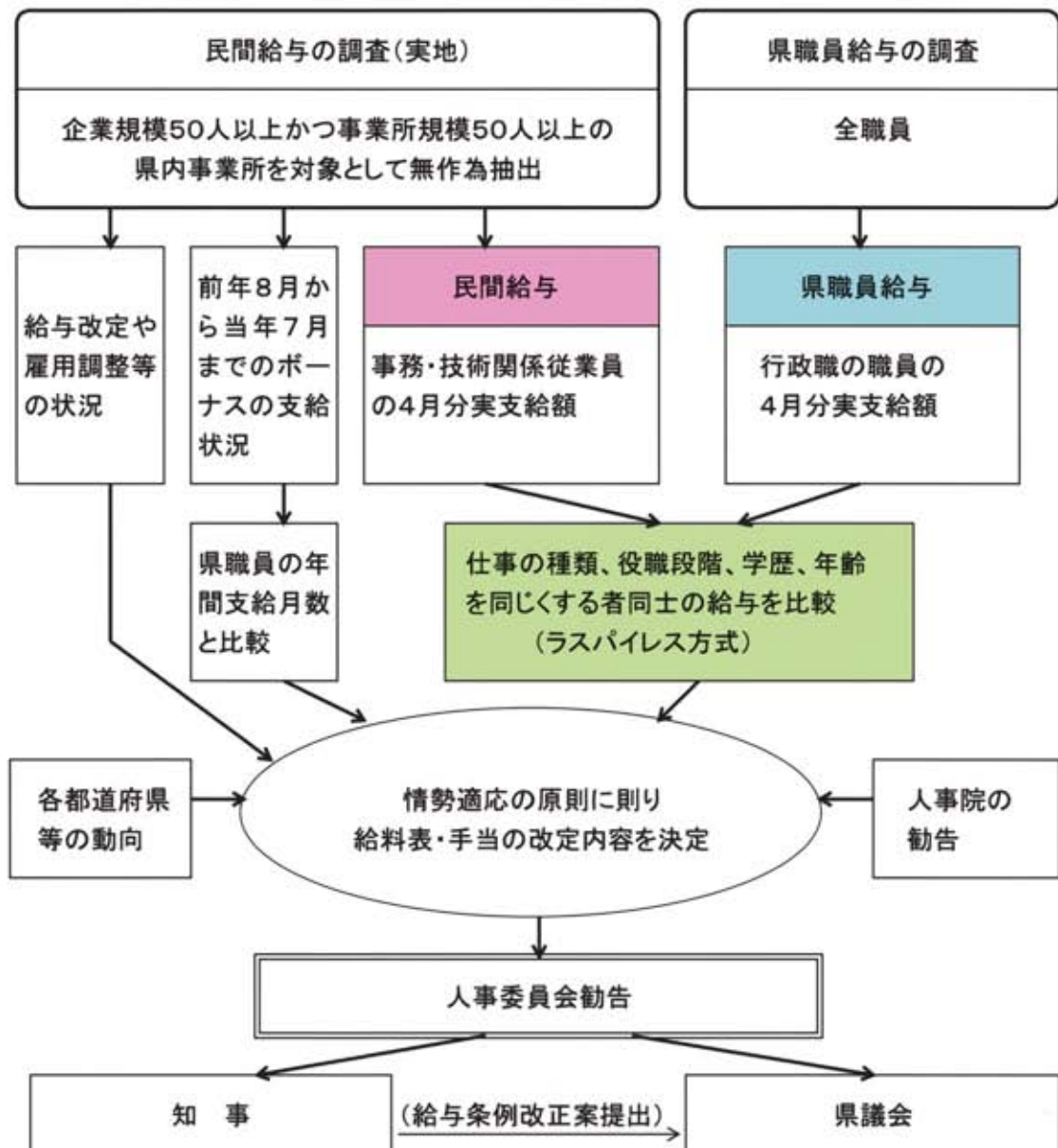
給与勧告のしくみ

1 人事委員会の給与勧告制度

公務員は、労働基本権が制約され、民間企業のように労使の交渉によって給与を決めることができません。このため、その代償措置として、地方公務員法に基づき、人事委員会の給与勧告制度が設けられています。

この給与勧告は、県職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国及び他の地方公共団体の職員の給与や民間の給与などと均衡させることを基本に行っています。

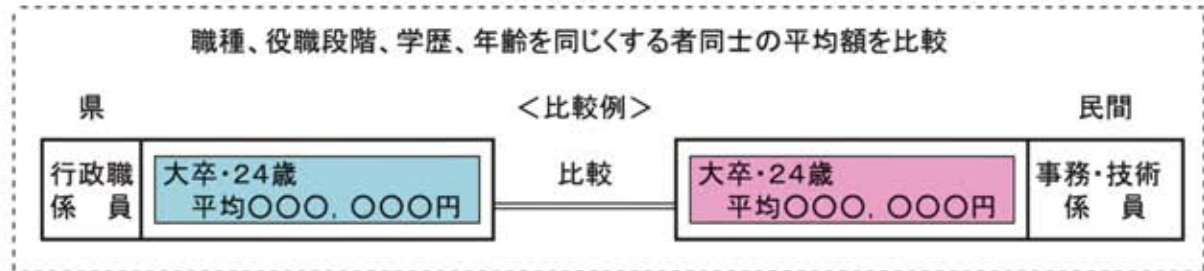
2 給与勧告の流れ



県職員給与と民間給与との比較方法(ラスパイレス方式)のしくみ

個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(B)が、現に支払っている支給総額(A)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、役職段階、学歴、年齢別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

1 比較方法



2 ラスパイレス方式による較差算出 (企業規模500人以上の民間事業所との比較例)

<県職員に支給されている給与総額(A)>

1級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
2級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
3級・4級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
5級・6級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
7級・8級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数
9級・10級	県職員(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数

<県職員に民間給与を支給した場合の総額(B)>

民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係員
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	主任
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	係長
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長代理
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	課長
民間(学歴・年齢別) 平均給与×県職員数	部次長 部長 支店長

上記の総額(A)÷県職員総数=(a)

比較

上記の総額(B)÷県職員総数=(b)

県職員給与と民間給与との較差=(b)-(a)